

平成18年2月16日

改正ハートビル法に違反する建築等に関する  
人権侵犯事件に係る処理について

法務省人権擁護局

平成18年2月6日、国土交通省は、株式会社東横インが、同社経営に係るホテルにつき、改正ハートビル法（平成14年7月12日法律第86号による改正後の高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）の定める利用円滑化基準に反する建築等を行っていたとの調査結果を発表した。

この違法建築等に関し、東京法務局と法務省人権擁護局とで共同して調査を行った。

その結果、東京法務局長（戸田信久）は、

同社が、改正ハートビル法施行後に、同社経営に係る18のホテルにおいて、同法の定める利用円滑化基準に違反する建築等を行っており、かかる違法建築等は、身体障害者等の移動や利用の自由と安全を脅かし、身体障害者等が社会を構成する一員として社会活動に参加する利益を侵害するものである

と認定し、本日（16日）、株式会社東横インに対し、

早急に違法な状態にある各施設を改善し、職員に対し、改正ハートビル法を含む関係法令の周知・徹底を図るよう求める旨の勧告（勧告の概要は別紙）を行った。

法務省人権擁護局

調査救済課 TEL：3580-4111

担当：山本、武田（内線2713,2714）

(別紙)

## 勧告の概要

事 件 改正ハートビル法に違反する建築等に関する件  
勧告をした者 東京法務局長 戸田 信久  
勧告の相手方 株式会社東横イン 代表取締役 西田 憲正  
調 査 法務省人権擁護局と東京法務局が共同調査

### 勧告の内容

#### 1 事実

貴社は、全国121か所においてビジネスホテルを経営する会社であるが、平成14年7月12日法律第86号による改正後の「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」、いわゆる改正ハートビル法が施行された平成15年4月1日以降に、同法第2条第3号の特別特定建築物に該当する貴社経営の18のホテルにおいて、車いす使用者用駐車施設があった場所にロビーを拡張し、車いす使用者用駐車施設である旨の表示を撤去し、又は道から案内設備までの経路に敷設された誘導プロックを撤去するなど、同法の定める利用円滑化基準に違反することとなる建築等を行い、もって、身体障害者等の移動や利用の自由と安全を脅かし、身体障害者等が社会を構成する一員として社会活動に参加する利益を侵害したものである。

#### 2 勧告

(1) 障害者基本法は、その基本的理念において、「すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる」(第3条第2項)ものとしており、近年、障害者が一般社会の中で普通の生活を送れるような条件を整え、共に生きる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念に基づく施策が国を挙げて進められている。

そして、改正ハートビル法は、身体障害者等の移動や利用の自由と安全性を確保し、自立した生活を営み社会活動に積極的に参加することができるようにするために、ホテル等の不特定かつ多数の者が利用する公共的な性格を有する建築物について、建築主及び維持保全をする者に対し、廊下及び階段等の施設が高齢者や身体障害者等にとって円滑に利用できるようなものとすることを義務付けているところである。

(2) そのような中、本件は、全国的にビジネスホテル業を展開する貴社が、貴社経営に係るビジネスホテルの多数において反復的に、改正ハートビル法により設置が義務付けられている施設を完了検査後に撤去するなどしていたものであって、貴社の行為は、身体障害者等の移動や利用の自由と安全を脅かし、社会活動への積極的な参加を困難にするものであり、人権擁護上看過することのできないものと言わざるを得ない。

よって、貴社におかれでは、早急に違法な状態にある各施設を改善し、貴社の職員に対し、改正ハートビル法を含む関係法令の周知・徹底を図るとともに、身体障害者等の人権が尊重され、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる社会の実現に積極的に寄与し、ノーマライゼーションの理念の実現に向けて、一層の努力をされるよう勧告する。